

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	東京応化工業株式会社			コード	4186
提出日	2025/2/27			異動（予定）日	2025/3/28
独立役員届出書の提出理由	2025年3月28日開催予定の当社第95回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	安藤 尚	社外取締役	○													○	訂正・変更 有
2	一柳和夫	社外取締役	○													○	有
3	池田綾子	社外取締役	○													○	訂正・変更 有
4	中島 功	社外取締役	○													○	新任 有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		安藤 尚氏は、上場企業の経営者および当社の社外取締役（監査等委員）として培つた豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただき、指名報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていたくことが期待できると判断したため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に沿うるに当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2		一柳和夫氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営監督および監査をしていただくとともに、当社の経営会社の助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただき、指名報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていたくことが期待できると判断したため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に沿うるに当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3		池田綾子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士および当社の社外取締役としての職務を通じて培われた、豊富な経験と幅広い見識・専門性をもとに、法律の専門家として、客観的かつ中立的な視点から当社の経営監督および監査をしていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただき、また、指名報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていたくことが期待できると判断したため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に沿うるに当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4		中島 功氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験と財務・経理業務に関する幅広い見識に加え、他の会社における監査役および監査委員の経験をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営監督および監査をしていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただき、また、指名報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていたくことが期待できると判断したため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に沿うるに当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

## 4. 捷足説明

社外役員独立性基準	
本基準における独立性を有する社外役員とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。	
a. 当社または当社の連結子会社（以下、当社グループ）の業務執行者。または、その就任前10年間において当社グループの業務執行者であった者。	
b. 当社グループを主要な取引先とする者（注1）またはその業務執行者。	
c. 当社グループの主要な取引先（注2）またはその業務執行者。	
d. 当社グループの主要な借入元（注3）またはその業務執行者。	
e. 当社グループから主要な取引先以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）。	
f. 過去3年間ににおいて上記b. 所から「に該当している者」。	
g. 当社グループから過去3年間の平均で年間3百万円以上の寄付を受け取っている者。	
h. 当社グループの主要な取引先（注5）またはその業務執行者。	
i. 社外役員の相互就任関係（注6）となる他の会社の業務執行者。	
j. 配偶者及び二親等内の直族が上記b. から「に該当している者」。	
k. 前各号の定めにかかる限り、当社と利益相反関係が生じ得る事由が存在すると認められる者。	
注1：当社グループを主要な取引先とする者は、当社グループに対して製品またはサービス等を提供している取引先であって、取引額が、過去3年間の平均で年間1千円以上かつ直近事業年度における当該取引先の年間連結売上高の20%を超える者をいう。	
注2：当社グループを主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービス等を提供している取引先であって、取引額が過去3年間の平均で年間1千円以上かつ直近事業年度における当該取引先の年間連結売上高の20%を超える者をいう。	
注3：当社グループの主要な借入元とは、当社連結総資本の2%以上に相当する金額の借入先である金融機関をいう。	
注4：多額の金銭その他の財産とは、過去3年間の平均で年間1千円以上かつ直近事業年度における当該コンサルタント、会計専門家、法律専門家の年間連結売上高の2%を超える経済価値を有する財産をいう。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の年間連結売上高の2%を超える経済価値を有する財産をいう）。	
注5：主要株主とは、議決権保有割合が10%以上の株主をいう。	
注6：社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。	

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の子会社の業務執行者
- f. 上場会社の子会社の非業務執行者
- g. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- h. 上場会社の主要な取引先（注1）
- i. 上場会社の取引先（注2）（及びのいずれにも該当しないものの）の業務執行者（本人のみ）
- j. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上の～の各項目の表記欄には、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～l. のいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。